

用語の解説

ここでは、用語の解説を記載しています。

用語① 人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

用語② 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死別	配偶者と死別して独身の者
離別	配偶者と離別して独身の者
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

用語③ 一般世帯

「一般世帯」とは、総世帯から施設等の世帯（病院、社会施設などの世帯）を除いた世帯をいいます。

用語④ 家族構成

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。

さらに、一般世帯はその世帯員の世帯主との続き柄により、「世帯の家族類型」として、次のとおり区分されますが、この本では便宜「家族構成」としています。

区分	内容
親族のみの世帯 ・核家族世帯 夫婦のみの世帯 夫婦と子供から成る世帯 ひとり親と子供から成る世帯 ・核家族以外の世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員（調査事項「世帯主との続き柄」が「世帯主又は代表者」、「世帯主の配偶者」、「子」、「子の配偶者」、「世帯主の父母」、「世帯主の配偶者の父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」及び「他の親族」に該当する者）のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人（調査事項「世帯主との続き柄」が「住み込みの雇人」及び「その他」に該当する者）がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

用語⑤ 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上

の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。

一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代で構成する世帯は含まれません。

用語⑥ 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含みます。） 一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類 「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

用語⑦ 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

注) 昭和55年～平成12年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

用語⑧ 持ち家の割合

「持ち家の割合」とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合です。

$$\text{持ち家の割合（％）} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

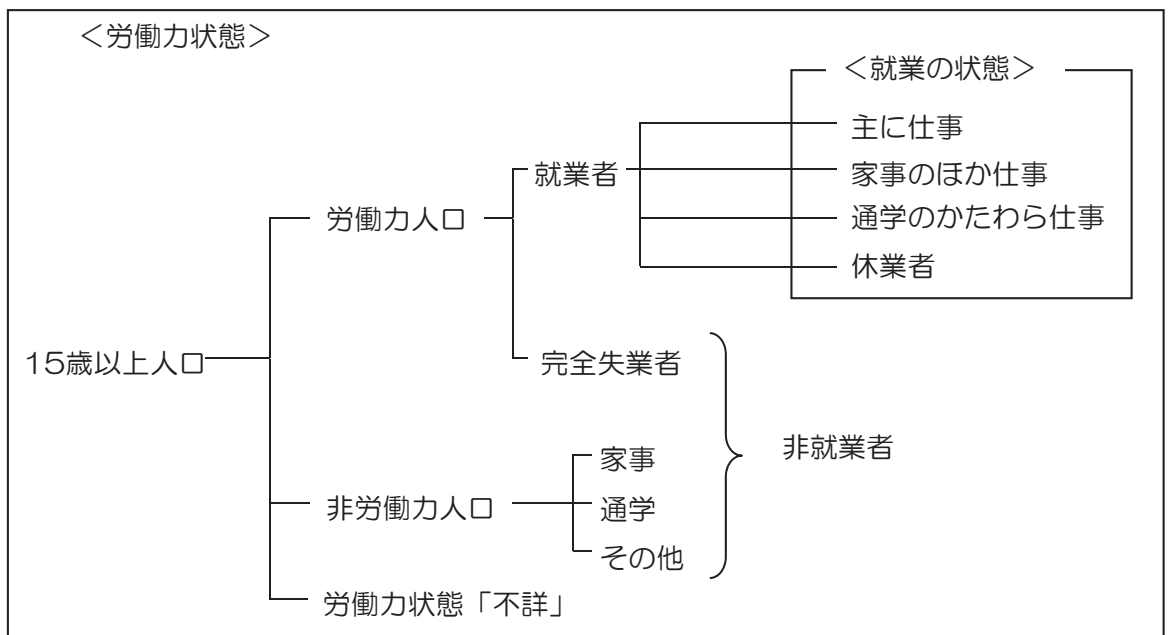
用語⑨ 住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1 建物が1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が1 住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

用語⑩ 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



用語⑪ 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上の人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合をいいます。

$$\text{労働力率（\%）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

用語⑫ 夫婦共働き世帯数及び夫婦共働き世帯の割合

「夫婦共働き世帯」とは、夫・妻とも就業している世帯のことをいいます。この本では、夫婦共働き世帯の割合を以下の計算方法で算出しています。

$$\text{夫婦共働き世帯の割合（\%）} = \frac{\text{夫・妻とも就業の一般世帯数}}{\text{夫・妻とも就業の一般世帯数} + \text{夫が就業・妻が非就業の一般世帯数}} \times 100$$

用語⑬ 就業の形態

国勢調査では、就業の形態を「従業上の地位」として区分しています。「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

用語⑭ 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な

事業の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

用語⑮ 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん従事している仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合、その人が主に従事した仕事の種類によります。

用語⑯ 昼夜間人口比率

ア 「夜間人口」とは、調査時にその地域に常住している人口のことです。

イ 「昼間人口」とは、次の式により算出された人口のことです。

$$\text{【昼間人口】} = \text{【夜間人口】} - \text{【通勤・通学によってその地域から出る人口】} + \text{【通勤・通学によってその地域へ入る人口】}$$

ウ 「昼夜間人口比率」とは、夜間人口 100 人当たりの昼間人口のことです。比率が高いほど昼間に人が多いことを表します。会社、学校が多い地域では比率が高く、住宅地では比率が低くなる傾向があります。

用語⑰ 転入、転出

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた場所をいいます。転入とは、5年前の常住地が他県又は国外の者をいい、転出とは、5年前の常住者のうち、現在の常住地が他県の者をいいます。

用語⑱ 移動率

「移動率」とは、調査時現在の常住地が5年前の常住地と異なる人の割合をいいます。この本では、移動率を以下の計算方法で算出しています。

$\text{移動率 (\%)} = \frac{\text{5年前の常住地が自市町村内 (現住所以外)} + \text{県内他市区町村} + \text{他県} + \text{国外}}{\text{調査時現在の常住者の数}} \times 100$

用語⑲ 最終卒業学校

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校	【新制】 小学校 義務教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部
	【旧制】 国民学校の初等科 尋常小学校 （※ 高等小学校・国民学校の高等科の場合は、学校区分は「中学」となります）
中学校	【新制】 中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の高等科 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校

高校・旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 ^{注）}
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大・高専	【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所 専門職短期大学
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学	大学 水産大学校専門学科・専攻科 防衛大学校本科 防衛医科大学校医学科・看護学科 放送大学全科履修生 気象大学校大学部 専門職大学 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）
大学院	大学院 専門職大学院 水産大学校研究科 防衛大学校研究科 防衛医科大学校医学研究科 放送大学修士全科生

注）平成16年度までの大学入学資格検定規程による試験の合格者も含めます。

専修学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 （専門学校）	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの ^{注）}	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 （高等専修学校）	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

注）平成18年3月までの卒業生は「短大・高専」

《注意点》

- ・高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- ・大学院については、修士課程（修士相当の課程を含む）以上を修了した場合に、「卒業」としてあります。ただし、修士課程を修了していても、大学院の博士課程に引き続き在学している場合には、「在学中」としてあります。
- ・外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

用語⑳ 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、徒歩以外に2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

区分	内容
徒歩のみ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合 従業員の送迎用に会社が借り上げたバスを利用している場合も含まれます。
自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合 勤め先の乗用車を利用している場合も含まれます。
ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合 勤め先が雇い上げたハイヤー・タクシーを利用している場合も含まれます。
オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
自転車	自転車を利用している場合
その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

用語㉑ 人口ピラミッド

「人口ピラミッド」とは、男女の年齢別の人口の棒グラフを上積み上げたものです。男女共に年齢が低いほど人口が多く、年齢が高いほど人口が少ない場合に、グラフがピラミッド型となることから、このように呼びます。

用語㉒ M字カーブ

「M字カーブ」とは、女性の労働力率を年齢別に表したグラフのことです。20歳代・40歳代で働く女性が多い一方、30歳代は結婚・出産・子育てなどにより仕事から離れる女性が多いことから、グラフが「M」の字を描くので、このようにいわれています。

用語㉓ 正規雇用率

「正規雇用率」とは、雇用者に占める正規の職員・従業員の割合をいいます。

$$\text{正規雇用率（％）} = \frac{\text{正規の職員・従業員}}{\text{雇用者}} \times 100$$

用語㉔ L字カーブ

「L字カーブ」とは、女性の正規雇用率を年齢別に表したグラフのことです。女性の正規雇用

率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続けることから、グラフが「L」の字を描くので、このようにいわれています。

用語⑫ 不詳補完値

令和2年国勢調査では、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出し、これを表章した統計表を参考表として提供しています。

また、5年前との比較を可能にするため、平成27年国勢調査を同様の方法で遡及集計した結果（不詳補完値）を提供しています。